

安芸太田町住宅改修助成金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、町内の施工業者を利用して自己が所有し居住する住宅の修繕や増改築の工事を実施する者に、予算の範囲内において安芸太田町住宅改修助成金（以下「助成金」という。）を交付し、地域経済の活性化及び町民の住環境向上に資することを目的とする。

(助成対象住宅)

第2条 助成金の交付の対象となる住宅（以下「助成対象住宅」という。）は、自己が所有し、現に自己の居住の用に供している町内に存する住宅とする。マンション等集合住宅については、自己が所有する専有部分で、居住の用に供している部分を助成対象とし、店舗等の併用住宅については、自己が所有し居住の用に供している部分を助成対象とする。

2 この要綱に基づく住宅改修に対する助成は、一人につき一住宅とする。

(助成対象者)

第3条 助成金の交付の対象となる者（以下「助成対象者」という。）は、次の各号の全てに該当するものとする。

- (1) 申請日現在において、本町に住民登録又は外国人登録をしている者
- (2) 申請日現在において、町税及び使用料等を滞納していない者
- (3) 助成を受けようとする修繕や増改築の工事について、町その他制度の助成を受けていない者
- (4) 助成対象者又は同居者が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員でないこと。

(助成対象工事)

第4条 助成金の交付の対象となる工事（以下「助成対象工事」という。）は、次の各号の全てに該当するものとする。

- (1) 修繕や増改築の工事に要する費用が50万円以上の工事
- (2) 町内に本店を有する法人又は町内に住所を有する個人事業者が施工する工事

2 工事の着手は、第8条の規定による助成金の交付決定後に行うものとする。

(助成対象外経費)

第5条 助成金の交付の対象とならない経費は、次に掲げるものとする。

- (1) 土地購入費及びそれに係る諸費用等
- (2) 工事中における仮住居に係る費用
- (3) 工事用機械又は工事用具購入費
- (4) 建物の構造に係らない電気・機械設備器具等
- (5) 用途の明確でないもの
- (6) その他町長が助成対象工事に関係がないと認めるもの

(助成額)

第6条 助成金の額（以下「助成金」という。）は、5万円とする。

(助成金の交付の申請)

第7条 助成対象者は、安芸太田町住宅改修助成金交付申請書（様式第1号）に、次に

掲げる書類を添えて、町長に申請しなければならない。

- (1) 工事見積書（内訳明細の付いたもの）
- (2) 施工予定箇所の現況写真及び物件の全景写真
- (3) その他町長が必要と認める書類

（助成金の交付の決定）

第8条 町長は、前条の規定による申請があったときは、当該申請に係る書類を審査し、必要に応じて現地調査等を行い、助成金の交付の可否を決定するものとし、助成金を交付することを決定した場合にあっては、安芸太田町住宅改修助成金交付決定通知書（様式第2号）により通知する。助成金を交付しないことを決定した場合にあっては、安芸太田町住宅改修助成金不交付決定通知書（様式第3号）により、当該申請者に通知するものとする。

（申請の取下げ）

第9条 交付決定者は、やむを得ない事情により施工を中止する場合は、書面により申請を取り下げることができる。

- 2 前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る助成金の交付の決定はなかったものとみなす。

（計画の変更等）

第10条 交付決定者は、交付決定を受けた助成対象工事に係る第7条に規定する書類の記載内容を変更又は中止する場合は、安芸太田町住宅改修助成金交付（変更・中止）申請書（様式第4号）を町長に提出し、その承認を受けなければならない。

（実績報告）

第11条 交付決定者は、助成対象工事が完了したときは、安芸太田町住宅改修助成金実績報告書（様式第5号）に次に掲げる書類を添えて町長に報告しなければならない。

- (1) 工事代金請求書の写し
- (2) 工事代金領収書の写し
- (3) 工事完了後の物件の全景及び施工箇所の完成写真
- (4) その他町長が必要と認める書類

- 2 前項の実績報告書は、助成対象工事が完了した日から30日以内に提出しなければならない。

（監督）

第12条 町長は前条の実績報告を受けた助成対象工事に対し、検査等調査を行うものとする。

- 2 前項の検査において、第7条の記載内容に適合しないと認められる場合は、必要な指示をすることができる。

（助成金の請求及び交付）

第13条 町長は、前条の検査で合格と認められたときは、安芸太田町住宅改修助成金交付請求書（様式第6号）による補助対象者の請求に基づき、速やかに助成金を交付する。

（決定の取消等）

第14条 町長は、交付決定者が次の各号いずれかに該当するときは、その決定を取り消すとともに、既に助成金を交付した場合においては、当該助成金の全部又は一部の返還を請求するものとする。

- (1) 助成対象住宅が、助成金の交付決定日以降1年を経過する日の前に第2条第1

- 項に規定する要件に該当しなくなったとき。
- (2) 不正な行為によって助成金の交付決定を受けたと認められるとき。
 - (3) 実績報告が申請時の工事内容と合致しないと認められるとき。
 - (4) 交付決定後60日以内に工事に着工しないとき。
 - (5) その他町長が適当でないと認めたとき。

附 則

この告示は、平成24年4月1日から施行する。

様式第 1 号 (第 7 条関係)

年 月 日

安芸太田町長 様

申請者 住 所

氏 名

㊦

電話番号

安芸太田町住宅改修助成金交付申請書

安芸太田町住宅改修助成金交付要綱の規定による助成金の交付を受けたいので、要綱第 7 条の規定により、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

交付申請額	金 50,000 円
申請する住宅の区分	<input type="checkbox"/> 個人住宅 <input type="checkbox"/> 店舗等併用住宅
助成対象住宅の所在地	住 所 安芸太田町 所有者名
工事の概要	
施工業者名	住 所 名 称 代表者名 連絡先
工事経費総額	金 円
工事着工予定日	年 月 日から
工事完了予定日	年 月 日まで
添付書類	(1) 工事見積書 (内訳明細も含む) (2) 施工予定箇所の現況写真及び物件の全景写真 (3) その他町長が必要と認める書類
確認事項	<input type="checkbox"/> 以下に掲げる制度の補助を受けていない ・安芸太田町定住促進空き家活用事業補助金交付 <input type="checkbox"/> 申請者及び同居する親族は暴力団員ではない <input type="checkbox"/> 税や使用料の滞納、住民票等について、補助金担当課が関係部署に照会することを同意する

様式第 2 号（第 8 条関係）

安芸太田町指令第 号
年 月 日

様

安芸太田町長 印

安芸太田町住宅改修助成金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった安芸太田町住宅改修助成金について、安芸太田町住宅改修助成金交付要綱第 8 条の規定により下記のとおり交付することと決定したので通知します。

記

交付決定額	金 円
助成対象住宅の所在地	住 所 所有者名
施工業者名	住 所 名 称
交付条件	(1) 助成対象工事の内容を変更する場合は、安芸太田町住宅改修助成金交付変更申請書（様式第 4 号）を提出し、町長の承認を受けること。 (2) 助成対象工事が 年 3 月 31 日までに完了しない見込みとなった場合は、町長に申し出ること。 (3) この助成金に係る完了実績報告書を当該工事終了後 30 日以内に必要書類を添えて提出すること。

様式第3号（第8条関係）

安芸太田町指令第 号
年 月 日

様

安芸太田町長 印

安芸太田町住宅改修助成金不交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった安芸太田町住宅改修助成金について、下記の理由により交付しないことを決定しましたので、安芸太田町住宅改修助成金交付要綱第8条の規定により通知します。

記

助成対象住宅の所在地	住 所 所有者名
不交付決定理由	

様式第4号（第10条関係）

年 月 日

安芸太田町長 様

申請者 住 所

氏 名

㊟

電話番号

安芸太田町住宅改修助成金交付（変更・中止）申請書

年 月 日付け安芸太田町指令第 号で交付決定の通知を受けた事業について、下記のとおり（変更・中止）したいので、安芸太田町住宅改修助成金交付要綱第10条の規定により、下記のとおり申請します。

記

物件の所在地	住 所 所有者名
変更（中止）の年月日	年 月 日
変更（中止）の理由	
変更（中止）の内容	
添付書類	(1) 変更後工事見積書 (2) 変更後の施工予定箇所の現況写真 (3) その他町長が必要と認める書類

様式第5号（第11条関係）

年 月 日

安芸太田町長 様

助成対象者 住 所

氏 名

㊦

電話番号

安芸太田町住宅改修助成金実績報告書

年 月 日付け安芸太田町指令第 号で交付決定を受けた安芸太田町住宅改修助成金について、次のとおり完了したので、安芸太田町住宅改修助成金交付要綱第11条の規定により、下記のとおり報告します。

記

交付決定金額	金 円
物件の所在地	住 所 所有者名
施工業者名	住 所 名 称
工事着工日 工事完了日	年 月 日 年 月 日
工事経費総額	金 円
添付書類	(1) 工事代金請求書の写し (2) 工事代金領収書の写し (3) 工事完了後の物件の全景写真及び施工個所の完成写真 (4) その他町長が必要と認める書類

様式第6号（第13条関係）

年 月 日

安芸太田町長 様

住 所

氏 名

㊞

電話番号

安芸太田町住宅改修助成金交付請求書

年 月 日付け安芸太田町指令第 号で交付決定の通知を受けた安芸太田町住宅改修助成金について、安芸太田町住宅改修助成金交付要綱第13条の規定により下記の通り請求します。

記

交付請求額		金 円
振込先金融機関	金融機関名	銀行 農協 郵便局 信用金庫 支店
	預金の種類 口座番号	普通・当座 No.
	口座名義人	フリガナ 氏 名

※申請者と口座名義人が異なる場合は、委任事項に記名捺印願います。

委任事項（補助対象者と振込先口座の名義人が同一の場合は不要です。）
上記の補助金については、口座名義人が受領することを委任します。

氏名

㊞